　【 健康福祉部 】

|  |  |
| --- | --- |
| 件 　名 | 京都府家庭支援総合センター及び京都府健康福祉部の対応について |
| 申立概要  【受理5.4.14】 | 申立人の子どもが家庭支援総合センターに一時保護されているが、一時保護後の対応に問題がある。家族が安心安全に暮らせるよう家庭支援総合センターに相談対応を求めているが、全く進展がなく、放置状態である。  健康福祉部家庭支援課に家庭支援総合センターを調査し、適切な対応をとるよう指導・監督してほしいと訴えたが、健康福祉部にはそのような権限がなく対応できないと言われた。 |
| 確認事項  【通知5.6.21】 | 本件一時保護については、申立人は一時保護の直後から自身の安全な生活についての相談対応を求めていたのに対し、家庭支援総合センターは「児童及び父親を含む家族全体の安心・安全な生活について一体的に対応する」ことを主眼に置いて相談対応を行ってきた。申立人の思いと家庭支援総合センターの対応が相違したものであり、家庭支援総合センターが対応を放置していたものではない。  児童福祉法に規定する児童相談所における相談業務は、児童相談所長の権限を有する家庭支援総合センター所長により遂行されており、同センター職員を指揮監督するのは家庭支援総合センター所長である。  申立人に改めて家庭支援総合センターと話をするよう案内するも話し合いを拒否され、一貫して家庭支援総合センター職員の処分を求められたことから、家庭支援課には職員を処分する権限はないことを伝えた。 |